

令和 7 年 7 月 2 日

住宅局住宅総合整備課

安心居住推進課

住宅確保要配慮者の居住の安定を図るモデル的な取組を支援します！

～令和 7 年度「みんなが安心して住まいを提供できる環境整備モデル事業」の募集を開始～

住宅確保要配慮者(※)の居住の安定を図るモデル的な取組を行う居住支援法人等の支援を行う、「みんなが安心して住まいを提供できる環境整備モデル事業《サブリース型》」の募集を行います。

※住宅確保要配慮者:低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯等の住宅の確保に配慮を要する者

1) 事業概要（詳細は別紙参照）

民間賃貸住宅等のサブリース等による、入居後の住宅確保要配慮者に対して、安否確認や見守り、福祉サービスへのつながりを行う住宅（居住サポート住宅など）の提供を通じて、住宅の所有者が安心して住宅を提供できる環境を構築するとともに、住宅確保要配慮者の居住の安定を図るモデル的な取組を行う居住支援法人等を支援します。

2) 応募期間

令和 7 年 7 月 4 日（金）13 時 ～ 令和 7 年 7 月 25 日（金）17 時

※上記にかかわらず補助金申請額が予算上限に達し次第、受付を終了します。

3) 応募方法

- ・ 上記応募締切りまでに、以下の事務局へ応募書類をメールにて提出してください。
- ・ 応募要件等の詳細については、応募要領をご覧ください。
- ・ 応募要領・様式等は、次の URL から入手してください。

【事務局】みんな安心住まいサポートセンター

URL : <https://renkei-sb.mlitt.go.jp> ※令和 7 年 7 月 4 日（金）13 時公開

Email : minsuma2025■renkei-sb.mlitt.go.jp（■を@に変えて送付してください。）

※本募集は《サブリース型》の募集であり、《多主体連携型》の募集は別途お知らせします。

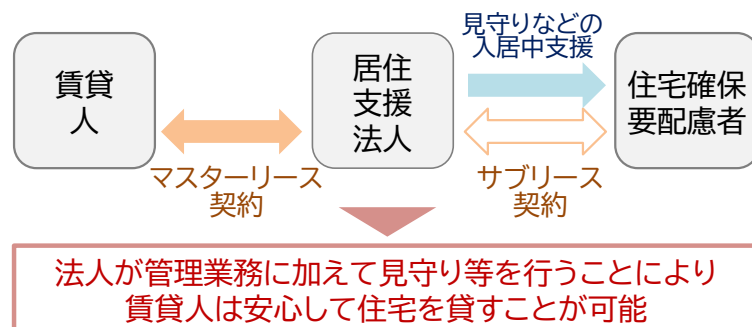
<問合せ先>

住宅局 住宅総合整備課 TEL : 03-5253-8111

入居する住宅確保要配慮者の見守りや福祉サービスへのつなぎなどを行う賃貸住宅(居住サポート住宅等)について、サブリースや自ら所有する住宅の賃貸借により、今後、提供を予定する居住支援法人等に対して、事業の検討、試行等を実施するための費用を支援します。

事業主体	居住支援法人等
補助対象	事業を実施するための検討、試行、普及・広報に要する費用
補助率	定額
補助限度額	1事業あたり300万円／年
補助要件	1. 民間賃貸住宅のサブリース又は自ら所有する住宅の賃貸借により、住宅確保要配慮者に対して住宅の提供を行うこと 2. 当該住宅に入居する住宅確保要配慮者に対して、<u>緩やかな見守り</u>や<u>定期的な訪問</u>を行うほか、入居者の心身等の状況に応じて<u>福祉サービスにつなぐ</u>こと 3. 居住支援協議会への参加等<u>地方公共団体との一定の連携</u>が図られていること 4. 補助事業の成果に関する情報公開を行うものであり、国への情報提供に協力すること ※ 1,2を行うための体制の検討や構築を行う取組（年度中の入居に至らない取組）も補助対象になります。
支援期間	最大3年間

【サブリース型】のイメージ



- 居住支援法人等において現在既に検討中の取組も補助対象になります。
- 居住支援法人等において見守りなどを行う住宅を供給する体制が既に構築されている場合でも、更なる取組のための検討や、構築した体制の妥当性の検証等を行う取組は補助対象になります。